

報告第5号

平成30年度亀岡市下水道事業会計予算の 繰越しについて

平成30年度亀岡市下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度へ繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

平成30年度亀岡市下水道事業会計予算繰越計算書

別 紙

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	汚水管渠 布設事業	35,243,000		35,243,000	14,058,000	19,200,000	1,985,000			工事施工に係る 関係機関との調 整に不測の日数 を要したため
		処 理 場 建 設 事 業	231,305,000	155,305,000	76,000,000	41,800,000	30,400,000	3,800,000			作業工程の調整 等に不測の日数 を要したため